

第7回全体会議(総会)特別講演会レジュメ

(H23. 6. 17 (金) 16:00~18:00開催)

場所 技術士会革手ビル5階AB会議室

参加者 48名(講師を含む)

1 講演

講演者：中込 良廣氏（（独）原子力安全基盤機構 理事（理事長代行）、京都大学名誉教授）
「放射性物質の利用と核セキュリティについて」

2 講演内容

近代社会の生活において、放射性物質の利用を抜きにしては語れないことは余り知られていない。逆説的に言うと、放射性物質又は放射線の利用は余りにも我々の生活に溶け込んでいると言える。原子力発電を始め、X線CT、レントゲン撮影、作物の品種改良等、医療や食生活に、今や好き嫌いはあるが利用がなされているのである。

一方で、これら放射性物質は、ときに犯罪の道具として用いられることが国際的にも生じている事実がある。ひとえに、その原因は悪用しようとする人間の「こころ」によるものであるが、このような視点から放射性物質の利用(平和的利用)を我が国民も見直してみる必要があるのではなかろうか。

本講演では、今後の放射性物質利用の国際展開のために、これまでの安全管理とは異なる別の管理(セキュリティ)の必要性が強調された。

(1) 核不拡散から核物質防護へ

1957年、国際原子力機関が設立され、1970年には原子力の平和利用のため、核不拡散(NPT)条約が発効し、核不拡散の具体的措置として、保障措置(核物質の兵器への転用防止のためIAEAによる査察の実施)、核物質防護措置、非NPT締結国との核物質輸出入制限がなされている。核物質防護については、1987年に「核物質の防護に関する条約」が発効、当初の目的は国際輸送中の核物質の防護対策であった。1999年にはIAEAのガイドライン(INCIRC/225/Rev4)が示され、「核物質の防護」から「核物質及び原子力施設の防護」が要求されるように強化されてきた。

さらには、2005年国連総会で、核によるテロリズムの行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための国際協力を目的に「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」が採択されている。

我が国では、核物質防護並びに核テロ防止に関し国内法が整備されている。

(2) 核セキュリティに係る国際的な動き

2001年9月11日、米国同時多発テロ発生を契機とした米国、ロシアの動き、IAEAの活動、2010年、米国ワシントンDCで開催された核セキュリティ・サミット等が紹介された。

最後に、核セキュリティに関する世界の現状を理解し、IAEA核セキュリティ対策を支援し、我が国で取り得る核セキュリティを考え、3S(Safety, Security, Safeguards)での位置付けを理解し、国際原子力市場に乗り出す必要があるとの講演者の見解が示された。

